

令和 8 年度 施行							
業 務 ( ) 設 計 書							
委託業務場所	鳥取市 湖山町南三丁目地内ほか						
委託業務名	湖山町南三丁目地内ほか水道メータ一検定満期取替業務						
履行期間	着手 令和 年 月 日			完了 令和 年 月 日			

鳥取市水道局

	円	変更設計金額
委託業務料	円	元設計金額

＜ 理 由 ＞
水道メーター検定有効期間満了に伴う取替
＜ 概 要 ＞
【水道メーター取替箇所数】 合 計 4,830箇所 鳥取地域 統合前上水区域 3,797箇所 鳥取地域 統合前簡水区域 369箇所 西地域 統合前上水区域 416箇所 西地域 統合前簡水区域 248箇所
(口径別内訳)
13mm 3,573箇所(鳥取地域 統合前上水区域 2,606箇所、鳥取地域 統合前簡水区域 352箇所、 西地域 統合前上水区域 396箇所、西地域 統合前簡水区域 219箇所)
20mm 944箇所(鳥取地域 統合前上水区域 892箇所、鳥取地域 統合前簡水区域 15箇所、 西地域 統合前上水区域 14箇所、西地域 統合前簡水区域 23箇所)
25mm 166箇所(鳥取地域 統合前上水区域 161箇所、鳥取地域 統合前簡水区域 1箇所、 西地域 統合前上水区域 1箇所、西地域 統合前簡水区域 3箇所)
40mm 110箇所(鳥取地域 統合前上水区域 103箇所、鳥取地域 統合前簡水区域 1箇所、 西地域 統合前上水区域 3箇所、西地域 統合前簡水区域 3箇所)
50mm 33箇所(鳥取地域 統合前上水区域 31箇所、鳥取地域 統合前簡水区域 0箇所、 西地域 統合前上水区域 2箇所、西地域 統合前簡水区域 0箇所)
75mm 4箇所(鳥取地域 統合前上水区域 4箇所、鳥取地域 統合前簡水区域 0箇所、 西地域 統合前上水区域 0箇所、西地域 統合前簡水区域 0箇所)

## 積算情報表

項目	内容	項目	内容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準パターン	48:令和7年度国交省基準(R7.6適用)(消費税10%)		
設計年度	令和08年度		
単価適用地区	03 鳥取市		
単価適用日付	令和08年03月15日(14)		
適用率	03 構造物工事(浄水場等)		
前払金支出割合区分	前払金の保証がない工事		
共通仮設費補正	0% : 補正しない		
週休2日補正	0:補正しない		
現場環境改善費	計上しない		
現場環境改善費地域			
現場管理地域補正	0% : 補正しない		
熱中症対策補正	0%		
契約保証費率	0.04% : 金銭的保証		
豪雪補正	補正有		

本 業 務 内 訳 表									
費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接業務費				式	1			
	共通仮設費				式	1			
		処分費等			式	1			
		処分費等対象額			式	1			
		処分費等(3%超過分)			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	純業務費				式	1			
	現場管理費				式	1			
		対象額			式	1			

本 業 務 内 訳 表									
費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		率計算分			式	1			
	業務原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			
	業務価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			
	本業務費				式	1			

本 業 務 内 訳 表									
費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	水道メーター 取替業務			鳥取地域 統合前上水 区域	式	1			第1号内訳書
	水道メーター 取替業務			鳥取地域 統合前簡水 区域	式	1			第2号内訳書
	水道メーター 取替業務			西地域 統合前上水区 域	式	1			第3号内訳書
	水道メーター 取替業務			西地域 統合前簡水区 域	式	1			第4号内訳書
	合 計				式	1			

第1号 A100000 A01		水道メーター取替業務 1式当たり内訳書				鳥取地域 統合前上水区域	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
水道メーター取替工	13mm	箇所	2,606				第1号単価表
水道メーター取替工	20mm	箇所	892				第2号単価表
水道メーター取替工	25mm	箇所	161				第3号単価表
水道メーター取替工	40mm	箇所	103				第4号単価表
水道メーター取替工	50mm	箇所	31				第5号単価表
水道メーター取替工	75mm	箇所	4				第6号単価表
合 計		式	1				

第2号 A100000 A02		水道メーター取替業務 1式当たり内訳書				鳥取地域 統合前簡水区域	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
水道メーター取替工	13mm	箇所	352				第1号単価表
水道メーター取替工	20mm	箇所	15				第2号単価表
水道メーター取替工	25mm	箇所	1				第3号単価表
水道メーター取替工	40mm	箇所	1				第4号単価表
合 計		式	1				

第3号 A100000 A03		水道メーター取替業務 1式当たり内訳書				西地域 統合前上水区域	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
水道メーター取替工	13mm	箇所	396				第1号単価表
水道メーター取替工	20mm	箇所	14				第2号単価表
水道メーター取替工	25mm	箇所	1				第3号単価表
水道メーター取替工	40mm	箇所	3				第4号単価表
水道メーター取替工	50mm	箇所	2				第5号単価表
合 計		式	1				

第4号 A100000 A04		水道メーター取替業務 1式当たり内訳書				西地域 統合前簡水区域	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
水道メーター取替工	13mm	箇所	219				第1号単価表
水道メーター取替工	20mm	箇所	23				第2号単価表
水道メーター取替工	25mm	箇所	3				第3号単価表
水道メーター取替工	40mm	箇所	3				第4号単価表
合 計		式	1				

水道メーター取替工 1箇所当たり単価表							
第1号	JS53600 J02					13mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.11			9	
普通作業員		人	0.03			9	
諸雑費		%	1				
合 計		箇所	1				

水道メーター取替工 1箇所当たり単価表							
第2号	JS53600 J03					20mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.13			9	
普通作業員		人	0.04			9	
諸雑費		%	1				
合 計		箇所	1				

水道メーター取替工 1箇所当たり単価表							
第3号	JS53600 J04					25mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.17			9	
普通作業員		人	0.05			9	
諸雑費		%	1				
合 計		箇所	1				

水道メーター取替工 1箇所当たり単価表							
第4号	JS53600 J05					40mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.26			9	
普通作業員		人	0.08			9	
諸雑費		%	1				
合 計		箇所	1				

水道メーター取替工 1箇所当たり単価表							
第5号	JS53700 A02					50mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.05				
普通作業員		人	0.19				
フランジ継手工	JWWA 7.5K 呼び径65mm以下	口	2				第7号単価表
既設鑄鉄管継手取外し	フランジ継手 JWWA 7.5K 呼び径65mm以下	口	2				第8号単価表
合 計		箇所	1				

水道メーター取替工 1箇所当たり単価表							
第6号	JS53700 A04					75mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.07				
普通作業員		人	0.23				
フランジ継手工	JWWA 7.5K 呼び径75mm	口	2				第9号単価表
既設鑄鉄管継手取外し	フランジ継手 JWWA 7.5K 呼び径75mm	口	2				第10号単価表
合 計		箇所	1				

第7号 JS20340 J02 フランジ継手工 1口当たり単価表 JWVA 7.5K 呼び径65mm以下							
名称	規格	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
配管工		人	0.05			9	
普通作業員		人	0.05			9	
諸雑費		%	1				
合計		口	1				

第8号 JS21024 J01		既設鑄鉄管継手取外し 1口当たり単価表				フランジ継手 JWWA 7.5K 呼び径65mm以下	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.03			9	
普通作業員		人	0.03			9	
諸雑費		%	1				
合 計		口	1				

第9号 JS20340 J03 フランジ継手工 1口当たり単価表 JWVA 7.5K 呼び径75mm							
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.06			9	
普通作業員		人	0.06			9	
諸雑費		%	1				
合 計		口	1				

第10号 JS21024 J02		既設鑄鉄管継手取外し 1口当たり単価表				フランジ継手 JWWA 7.5K 呼び径75mm	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
配管工		人	0.036			9	
普通作業員		人	0.036			9	
諸雑費		%	1				
合 計		口	1				

## 仕様書（水道メーター検定満期取替業務）

- 1 この仕様書は、水道メーター（以下「メーター」という。）の検定満期取替業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 受注者は、この仕様書及び業務設計書に基づき、業務を迅速かつ入念に施行すること。
- 3 業務施行の方法、順序等は、事前に鳥取市水道局（以下「局」という。）と協議すること。
- 4 業務施行中、受注者は局発行の証明書を常時着用すること。
- 5 業務に必要な工具類の調達及び材料の運搬は、全て受注者の負担で行うこと。
- 6 業務の施行時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、水道使用者の都合により施行時間以外の時間に施行するときは、あらかじめ局に連絡すること。
- 7 業務の際には、検定満期を確認し、満了月を越えないように、計画的に行うこと。また、業務は計量日の1週間後から次の計量日の3週間前までに確認して行うこと。
- 8 メーター受取の際には「水道メーター預り書」、メーター返納の際には「水道メーター検定満期取替業務日誌」（別紙）を提出すること。また、業務を行った件数は月ごとに「月分水道メーター検定満期取替業務報告書」（別紙）を提出すること。
- 9 新メーターの受取、旧メーターの返納は、原則として受注者が立ち会い、メーター番号、指示数を局と照合の上行うこと。また、旧メーターを返納する際は、照合が短時間でできるように工夫すること。メーターは、亡失等のないよう注意するとともに、運搬中の衝撃等により故障しないよう丁寧に取り扱うこと。
- 10 業務の該当となる水道使用者に対し、事前に文書及び口頭で業務の内容を説明し、了解を得た後に取替えをすること。また、問合せなどに対しては誠意をもって対応すること。
- 11 集合住宅の取替業務は、事前に建物の管理人又は所有者の了解を得てから行うこと。
- 12 大型メーター（口径50mm以上）の取替業務は、取替日時について水道使用者と調整を行い、局に報告すること。また、事前にメーター位置、面間寸法、仕切弁の有無、受水槽の位置等を把握し、取替えが可能なことを確認しておくこと。

- 13 遠隔メーターの取替方法については、局の指示に従うこと。
- 14 業務は、メーターのパイロットが回っていないことを確認してから施行すること。また、屋内の漏水を発見した時は、水道使用者にその旨を報告し、併せて局にも報告すること。
- 15 メーターのパイロットが回っているときは、屋内設備に漏水や、水道使用中の可能性があるので、水道使用者の了解を得てから施行すること。
- 16 止水栓の不良、ボックス内の漏水等（局費用負担修理箇所）を発見したときは、局に連絡した後、受注者が修理を行い、『修理工事費（公道）明細票』に修理内容を記入し、速やかに局に提出すること。ただし、業務施工中に止水栓、仕切弁等を破損した場合は、受注者の責任で修理すること。
- 17 止水栓が閉まっている場合は、局に報告し指示を仰ぐこと。止水栓に閉栓キャップが取り付けられている場合には、必ず局にその旨を報告し、指示を仰ぐこと。
- 18 業務、清掃に当たり、水道使用者の電気、水道等を無断で使用しないこと。
- 19 メーターボックス内に土砂、泥水等が存在したまま施行すると、メーターや給水管に異物が入り、出水不良や止水不良発生の原因となるので、メーターボックス内の清掃をしてから既設メーターを取り外すこと。
- 20 メーターは、逆取付けがないよう、本体の矢印方向を確認して、水平に取り付けること。
- 21 口径13～25mmのメーターは、止水栓の伸縮継手を利用して取り付けること。漏水の原因となるので既設配管を無理に動かさないこと。
- 22 メーターボックス蓋とメーター蓋の開閉方向によっては、計量が困難となる場合があるので、メーター蓋の開閉方向が計量の支障とならないようなメーターを選び取り付けること。
- 23 漏水の原因となるため、メーターパッキンは1か所に2枚以上使用しないこと。
- 24 メーター内の空気や濁水を排除するため、取替後必ず放水するとともに、メーターの正常な動き、接続部や屋内で漏水がないことをパイロットやリットル指針で確認すること。
- 25 開閉の回転数が複数回ある止水栓は、全開にした後、必ず1回転閉まる方向に戻すこと。（全開にすると、開閉軸が動かなくなることがあるため。ただし、90度開閉のボール弁が設置されているときは全開とする。）
- 26 取替後、給水番号札がないもの、給水番号が読みにくいものは、油性マジックで記入の上、設置又は取替えをすること。その際、メーターボックス内の止水栓等外れにくい場所に結束バンドを用いて取り付けること。なお、番号札及び結束バンドは局が支給する。

- 27 メーター取替えの際に生じた泥、ゴミ、既設メーターパッキン等はきちんと後始末を行い、メーターボックス内及び周辺を清掃しておくこと。
- 28 「水道メーター取替伝票」は、住所、氏名、メーター番号を確認し、新旧メーターの情報を明確に記入すること。また、「二次側」の欄には該当の管種に丸をつけ、「取替者」の欄には取替者の氏名を記入すること。
- 29 メーターの指示数は、旧メーターの場合には、立方メートル未満の水量を切り捨て、新メーターの場合には、立方メートル未満の水量を切り上げて記入すること。
- 30 「水道メーター取替のお知らせ」には、旧メーターの指示数、新メーターの指示数、取替年月日、取替業者名及び電話番号を記入し、伝票から切り離して水道使用者に届けること。記入間違いが発覚したときは、水道使用者に間違っている旨を報告すること。
- 31 旧メーターはよく水洗いし、ネジ山やパッキン当たり面を損傷しないように保管すること。
- 32 旧メーターの返納は、取替え後速やかに行うこと。
- 33 業務困難なメーターの取扱いについては、局と協議すること。
- 34 取替後、預かりメーターの返却を行う際には、「水道メーター返却届」、「水道メーター検定満期取替実績報告書」及び「水道メーター未取替リスト」(別紙)を提出すること。
- 35 業務に必要な個人情報の提供は、安全面も考慮して、履行期間中におおむね3回とすること。
- 36 個人情報の取扱いには、情報の漏洩などに十分注意すること。なお、業務完了後に個人情報に関するものを破棄し、その旨を局に報告すること。
- 37 この仕様書に記載なき事項又は業務の施行について疑義が生じたときは、局と受注者が協議して決定すること。

# 水道メーター 預り書 (検満取替用)

No. \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

現場責任者

印

水道メーター(検満取替用)を下記のとおりお預かりします。

記

型 式	口 径	番 号	検 満	払出数	前回累計	払出累計
	13s					
	13mm					
	20mm					
	25mm					
	30mm					
	40mm					
	50mm					
	75mm					
	100mm					
	150mm					
	200mm					
合 計						











# 水道メーター返却届(検満取替用)

令和 年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

現場責任者

印

口 径	預かり数累計	取替数累計	返却メーター数	返却メーター番号
13s				
13mm				
20mm				
25mm				
30mm				
40mm				
50mm				
75mm				
100mm				
150mm				
200mm				
合 計				

# 水道メーター検定満期取替実績報告書

令和 年 月 日

委託業務の名称 湖山町南三丁目地内ほか水道メーター検定満期取替業務

住 所

商号又は名称

現場責任者

当業務において、下記のとおり水道メーターの取替を実施しましたので報告します。

口 径	計画取替予定数	撤去等による 取替中止数	取替実施数
13s			
13mm			
20mm			
25mm			
40mm			
50mm			
75mm			
100mm			
150mm			
200mm			
合 計			



# 修理工事費（公道）明細票

受付番号	第	受付			
精算番号	第		号		印
水栓所在地	P.                    -                    -				
使用者氏名	TEL                    -                    -				
工事概要	給水番号	メータ番号	口径	メータ取付日	
	施工場所	国・県・市・農・私・他・車・歩・宅 As・Co・露出・土砂・砂利・区画線			
項目	口径種別	数量	単価	金額負担	備考
管 材 費					配管図 P.                    -
					設計書番号                    -
					断水口径                    D=                    mm
	小計				既設舗装厚                    t =                    cm
その他 材料費					掘削深度                    H=                    m
					管土被                    h=                    m
					官民からの距離 L=                    m
	小計				人力掘削、機械掘削
支給 品費					緊急呼出 ×                    =
	小計				交通整理員 (人) ×                    (日) =
修理 費					
	小計				
掘 削 復 旧 費	目地切断		m		
	舗装破砕		㎡		
			m		
	掘削工		m		
			m		
	埋戻工		㎡		
	路盤・仮舗装		㎡		
小計					
直接工事費計					
共通仮設費					緊急依頼、呼出
純工事費計					準夜、深夜、休日
現場管理費					修理業者名
工事原価計					
一般管理費					
工事価格計					修理完了
消費税相当額					月                    日 ( )
合                    計					時                    分

## 水道メーター取替伝票

給水番号		B L		検針月	定例日	受水槽容量
住所						
氏名						
取替事由	検定有効期間満了のため					
検針員						
計量目標						
地図番号						
メーター型式						
材質	【一次側】 ・フレキ ・鉛 管 ・その他( )					
	【二次側】 ・フレキ ・鉛 管 ・その他( )					
備考	最新検針日                      最新指示数					
	口径	メーカ	メーター番号	検満年	指示数	
旧					m <sup>3</sup>	
新					m <sup>3</sup>	
入力確認		電算入力		取替者		取替日

## 水道メーターを取り替えました

給水番号	作業日	令和	年	月	日
住所					
氏名	様				
※ 本帳票作成時点の登録氏名です。 現在の登録氏名と異なっている場合は、あしからずご了承ください。					
取り替え時指示数	旧メーター	m <sup>3</sup>	新メーター	m <sup>3</sup>	

- ◆ 水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められており、定期的に新しいものに取り替えています。ご使用中の水道メーターについて、まもなく有効期限が満了するため、取り替えを行いました。
- ◆ 取り替えに当たり、お客様の費用負担はありません。
- ◆ 次回の使用水量は、旧メーター使用水量と新メーター計量時の使用水量を合算したものとなります。
- ◆ 取り替え後は、一時的に次のようなことが起こる場合があります。
  - 蛇口を開けると空気が出る
  - 水が白く濁る
  - 水が茶色く濁る
 このような場合は、しばらく水を流して様子を見てください。
- ◆ 水の濁りがとれない、蛇口から出る水量が以前と比べて変化したなどの場合は、水道局または施工業者までご相談ください。

■ 鳥取市水道局 給水維持課 給水管理係

電話番号 0857-53-7932 (直通)

■ 施工業者

電話番号

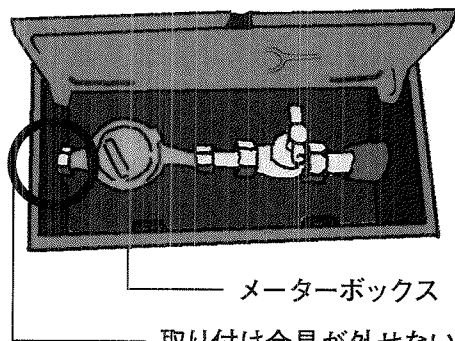
## 水道メーターの適正な管理をお願いします

水道メーターの取り替えや計量に支障がありますので、次のような状態にならないよう気を付けてください。

- ・庭の工事などで土を盛ってメーターが地面から深くなる。
- ・メーターボックスの位置がずれて、メーターの取り付け金具が外せなくなる。
- ・増改築などによりメーターボックスの周りが狭くなる。
- ・メーターが外せなくなる器具を取り付ける。
- ・メーターボックスの上や付近に物などを置く。



深くて届かない!



取り付け金具が外せない!

※水道メーターの取り替えに支障となる場合は、改善をお願いすることがあります。改善費用はお客様の負担となります。

※水道メーターの位置や高さを変更する場合は、水道局指定給水装置工事業者に依頼してください。工事費用はお客様の負担となります。

※水道メーターの取り替え、計量などのため、鳥取市水道局が発行した証明書を携帯した委託者や職員が、お客様の敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 問い合わせ先

●水道メーターの取り替えについて 給水維持課給水管理係 0857-53-7932

●給水工事について

鳥取・国府・福部地域 給水維持課給水係 0857-53-7934

河原・用瀬・佐治地域 南地域水道事務所 0858-76-3118

気高・鹿野・青谷地域 西地域水道事務所 0857-85-2526